

## 令和7年9月第5回本山町議会定例会会議録

### 1. 招集年月日及び場所

令和7年9月12日（金） 本山町議会議場

### 2. 応招議員

1番 吉川 裕三	2番 川村 太志	3番 永野 栄一
4番 松繁 美和	5番 白石 伸一	6番 上地 信男
7番 中山 百合	8番 大石 教政	9番 澤田 康雄
10番 岩本 誠生		

### 3. 不応招議員

### 4. 出席議員

応招議員と同じ

### 5. 欠席議員

不応招議員と同じ

### 6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 松葉 早苗 主査 清岡 康隆

### 7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣	副町長 高橋 清人	教育長 大西 千之
参考事務官 大石 博史	総務課長 田岡 学	住民生活課長 前田 幸二
政策企画課長 澤田 直弘	まちづくり推進課長 田岡 明	建設課長 中西 一洋
健康福祉課長 澤田 真紀	病院事務長 佐古田 敦子	

### 8. 議事日程

日程第 1. 議案第76号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

日程第 2. 議案第77号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3. 議案第78号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 4. 議案第79号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する

## 条例

- 日程第 5. 議案第 80 号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6. 議案第 81 号 令和 7 年度本山町一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 7. 議案第 82 号 令和 7 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8. 議案第 83 号 令和 7 年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9. 議案第 84 号 令和 7 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 10. 認定第 1 号 令和 6 年度本山町歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11. 認定第 2 号 令和 6 年度本山町簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第 12. 認定第 3 号 令和 6 年度本山町病院事業会計決算の認定について
- 日程第 13. 議案第 85 号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 14. 請願第 7-3 戦没者追悼と平和の尊さを次世代へ継承のための請願
- 日程第 15. 請願第 7-4 高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願書
- 日程第 16. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第 17. 議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件
- 追加日程第 1. 議案第 86 号 財産の取得について

開会 9:00

○議長（岩本誠生さん）おはようございます。ただいまの出席議員は 10 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

日程に入ります前に、一般質問においても指摘をされておりました、これまで議会への報告が義務づけられておりました教育に関する事務の管理及び執行の状況、点検及び評価の報告につきまして、令和 3 年度分から令和 6 年度分について、9 月 11 日付で議長宛て提出がありましたので、議員各位に配付をいたしております。教育長におきましては、制度の趣旨に従い、今後は適切な事務処理をお願いをいたします。議長からも厳重に注意を申し上げたいと思います。今後は十分気をつけてください。

続いて、一般質問において政策企画課のほうから答弁のありました 7 番議員に対する質問中の内容につきまして、訂正の申出がありましたので、これを認めます。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）おはようございます。7番、中山百合議員の答弁の中で、誤りがございました。休憩中に中山議員から指摘も受けておりましたが、修正につきまして失念をしておりました。この場をお借りしまして、おわびを申し上げます。

なお、修正箇所につきましては、中間管理住宅の設置場所についてでございます。対象家屋につきましては3件ではあるんですけれども、答弁の中で四区の集合住宅1棟と申し上げましたが、場所が寺坂は三区になるというご指摘でございました。四区を三区の集合住宅1棟と、同じく四区地区の住宅1戸、寺家地区の住宅1戸ということで修正をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本誠生さん）7番議員よろしいですか。

~~~~~

#### 日程第1. 議案第76号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（岩本誠生さん）それでは、日程第1、議案第76号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）質疑と、1点修正をお願いしたいんですが、まず1点、修正のほう、1条の前に「趣旨」とございますが、字が間違っております。主な旨で「主旨」、趣味の趣ではなくて、この場合、法律に使う場合は主な旨の主人の主という字を使うべきではないかと思いますが、調べまして、もしこの「趣旨」でないのであれば修正のほうをお願いしたいと思います。

それでは、質問をさせていただきます。

つまり、町長の定数が6ということは、例えば町長に対して損害賠償請求5,000万円が出た場合、町長の年収を1,000万円とした場合は、乗数の6を掛けまして、600万円を引いて5,000万円の損害賠償請求引く600万円ということで、4,400万円の損害賠償を仮に司法の判断によって払う場合は、600万円が免責されるという解釈でよろしいんでしょうか。

ということが1点目と、そうした場合に、特に非常勤の選挙管理委員会、監査委員、農業委員等の方は、非常にもし、特に監査委員の場合は、非常に決算等の監査等で責任が重いと思いますが、その場合のこの過失の場合の責任の免除される定数が、あまりにも金額的にも年収額といいますか、日当制でございますので低いので、ほとんど免責されないのが実情ではないかと思いますが、その点いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）まず1点目の訂正のところでございますけれども、県の条例、他の自治体の条例を参考にして今回作成をしておるものでございまして、ちなみに高知県条例では、ここに載せております「趣旨」という文言で対応しておりますので、その例に従つて作成をしたものでございます。

あと2点目でしたか、損害賠償のこれを適用いたしますと、参考に出しましたけれども、事案が発生して賠償額がどういうふうな額になるか分かりませんけれども、計算をしましたら、町長の免責額につきましては5,011万2,000円となるという計算をしておるところでございます。

あと監査委員等につきましては、金額を算出して定数を掛けますと、ご指摘のとおり金額につきましては低い内容になりますけれども、この条例につきましては、条項にありますとおり、違法なもの以外の通常の職責を行うときに善意でかつ重大な過失がないときということですので、通常の業務をしておりましたら何ら問題はないと考えるところでございます。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）定数を掛けるというのは、例えば町長の年収が1,000万円で、1,000万円掛ける6ということで、6,000万円が控除対象になるという解釈でよろしいということを1点お尋ねすると、それと善意で過失がない場合ということで、例えば監査委員の場合は、監査の立場で言いますと、私は議選の監査委員でも何でもないんですが、悪意を持って監査をしていないで全て善意であっても、たまたま例えばオンブズマンの方がおかしいのではないかと指摘されて、後から過失が見つかった場合の免除されるのが、例えば監査委員は年間25日ぐらい出てくるんですかね、それに例えば1万2,000円か、だから25日掛ける1万2,000円掛ける4という金額でしか免除されないというのは、あまりにも低いのではないか。確かに全ての方が善意で一生懸命仕事をしている、その場合に出てきた場合と言いますけれども、あまりにも監査委員の職責というのは、本山町全ての数字のチェックが、実質は全てができないと思うんですよ。それを例えば住民の方とかが一々指摘されまして、そういうことが起こった場合に、免除される定数としては、もともとの頂いているものが少ないのでありますから、非常に免除される分が少ないのでないか。それは、同様に選挙管理委員、農業委員についても同様でございますが、非常に農業委員の仕事についても重い責任を現在土佐市等でも起こっておりますので、そういうことを考慮して、この定数でいいのかということについて、再度お尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）前段ありました損害賠償額の免責額につきましては、私が先ほど申し上げましたとおりの内容でご確認いただきたいと思います。

この免責の定数についてのご指摘といいますか、ご意見でありますけれども、これは地方自治法施行令にあります損害賠償の一部免責の基準というものがございまして、ここで定

められております定数であります。ご指摘のご意見も十分分かりますけれども、例えばといふお話をしたけれども、事案が発生したとき直ちにこの賠償額が適用されるかどうかにつきましては、様々な検討やそれに向けての処理については別途検討する機会もあると思いますので、今回提案しておりますのは、上位法に基づく制度設計ということで提案しておるものでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑はありません。

（発言する声なし）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり）討論なしと認めます。

議案第76号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第76号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第76号 本山町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第2. 議案第77号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第2、議案第77号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり）なしと認めます。

議案第77号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第77号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第77号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条

例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3. 議案第78号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

○議長（岩本誠生さん）日程第3、議案第78号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ないです」の声あり）質疑ないようありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第78号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第78号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第78号 本山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第4. 議案第79号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）続いて、日程第4、議案第79号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）今回この2回目の2床の削減ということなんですか。この2床は、昨年度つくられた包括病床棟の削減ではないでしょうか。違いますか。

○議長（岩本誠生さん）佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）お答えいたします。

包括病床は、現在9床ございます。そちらについての変更はございません。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑は。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）病院の利用率等を考えとのことだと思われますが、やはり人口減少なんかにもより、病床の利用率も減ったろうと思われますが、嶺北にとって、やはり最後のとりでというか、命を守るところなので、本山は嶺北の中核の病院として経営等にも努力しながら、町民の方や嶺北の方に喜ばれ、また、働く人も幸せ感を持って働くように、みんなで一致協力してやっていくべきと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）質疑にはなっていませんが。

○8番（大石教政さん）いや、今後ますます縮小したらいかんので、やはりみんなで知恵を出し合って、今後順番に縮小しようと思ったら最後にはベッドがないなっててしまうので、そういうことがないように、やはり危機感は絶えずあると思いますけれども、今以上危機感を持ちながらもやりがいも持つというような感じでやるべきだと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）ということは、これ以上ベッドの減少があったりいろいろして、住民の健康が守れるかというような趣旨だと思いますので、今お聞きのとおりでありますので、答弁をしてください。お願いします。佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子さん）お答えいたします。

ここは、数日前の一般質問のほうでもご質問いただきましたように、やはり病院の経営は非常に厳しいものとなっております。その中で、果たす役割を考えていくというのが、一番大事なことは考えております。ただ、その時点の中で、そのときそのときで病院の状況、そして機能、適正な規模というものは考えていく必要はあると考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）分かりましたか。

（「了解です」の声あり）了解ですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「5番」の声あり）もうできません。2回は駄目です。

ほかにはありませんね。

（発言する声なし）質疑なしと認めます。

質疑がないようありますので、これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「あります」の声あり）反対討論ですか。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）前回に提出していただいた令和7年度、それから令和6年度の経営プランを見せていただきました。今、確かにコロナ以降、入院患者の方がどんどん減少しているというのも、これは事実ですし、将来人口減少によって嶺北中央病院に来られる患者さん自体の人数も減っておるというのも、これも事実です。

その中にあって、やはり病院として、今町民の方が一番大きく不安に思っていることというのは、やはり整形外科の常勤医師がいないということが、一番大きいことだと思っていま

す。というのは、年をとってくると腰が痛い、どこそこが痛いといって、内科も必要ですけれども、やはり整形外科というところの重要性というのは、非常に年々増してくるように思います。

ところが、この嶺北地域においては、意外と早明浦病院も常勤の整形外科医はおられませんし、大杉病院にもおられません。こうなってくると、やはり何とかして嶺北中央病院、県からこういうふうな4,000万円をいただく代わりに、常勤の整形外科を紹介してくれということをしっかりと言つていかないと、単に利用率が少ないからベッドを減らしていくというふうな形ではなくて、常勤の整形外科医を入れて、ベッド数の活用とか、そういうものを図つていって、経営改善をしていくというふうな努力をやっていかないと、両郡にとって唯一の公立病院でありますので、その部分をしっかりと検討していただいたかどうか、大変難しい問題だとは思うんですけども、町民としては、ここに総合病院があって、救急もそれから人工透析もやっていただける、そして整形外科でしっかりと診ていただけるというようなこと、これが非常に望ましい形だと思いますので、この部分について、私はこのベッド数を減らす以上に、先に常勤の整形外科医を探すことが必要ではないかというふうに考えます。

○議長（岩本誠生さん）ということは、この条例案には反対だという、はつきりとそれを言わんと分かりませんので。

○5番（白石伸一さん）反対です。

○議長（岩本誠生さん）賛成討論はありませんか。3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）確かに今、白石議員の言ったことももっともだとは思いますけれども、現状として利用率が70%台で、しかも住民の人口減少もあって、今以上に利用の確率というのは、これからまた確率は少なくなつていくだろう。それと、今、医師だけの話をしましたけれども、やはり入院等については、看護師の問題もあって、これからの経営上では監査委員からも指摘がされていたように、人件費の増大ということもありました。サービスをよくするためには、やはり適正な規模のベッド数、それから人員がついて、十分な介護といいますか病院機能が果たされるのではないかと思います。

したがいまして、今回やむを得ない状態で、できるだけ影響の少ない一般病棟と病床のほうが全部で10ということで、影響ない範囲で削減するということですので、私としてはこの議案には賛成ということで討論させていただきます。

○議長（岩本誠生さん）ほかに反対討論はありませんか。

（発言する声なし）討論ありませんね。

では、討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第79号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第79号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。

したがって、議案第79号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5. 議案第80号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

○議長（岩本誠生さん）日程第5、議案第80号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）これ基準額を上げた場合に、利用状況と減ったということは、利用率が減るようなおそれはないのか。今現在、大体どれぐらいの利用率でておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）どのような影響があるかという想定につきましては、現状、営利で団体で今使用されておる企業さんもあるんですけども、それについての今まででは徴収しておりませんので、どのような影響があるかということについては、答弁のほうはできない状態です。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）今まででは無料で利用できておったのが、今度基準額の半額で利用できる、半額もらうということでよろしいんですかね、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）答弁者に申し上げます。

利用料を改正して、こういう基準を改正する場合に、どういう影響があるかとか、過去の実績から言えばこうなるんだとかいうようなことをある程度説明せんと、これだけぽんと出されても、議会側としてもなかなか検討しにくいという部分もありますので、そこら辺も含めて答弁を求みたいと思います。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）1点目のお答え、別の関係にございましては、例えば食堂、今先ほど言いました団体宿泊棟の食堂兼研修室等につきましては、1時間1,000円となっております。これを5割増しということになりますので、1時間1,500円ということでお願いをするものでございますが、現状のところ、この営利というのが、企業さんがこのアウトドア施設をもって商売をするというようなところ、その施設を使うことによって

収入を得る場合が営利だというふうに認識をしておりますが、現状のところ影響がというところにつきましては、すみません、数値をもって言うわけではございませんけれども、それほど多くはないというふうに想定をしております。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）地域集落活動センターなんかも、こけ玉とかいろいろな利用、修学旅行等団体が来たときに、いろいろやっておると思いますが、そういうところには、これは適用されないということでおろしいんですか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

第5条の使用料の中におきまして、3項に町長は規則で定める基準により第1項の使用料の減額し、または免除することができるという表記も、この条例の中にはあります。町内の関連施設、集落活動センター等や修学旅行については、これをかけるような目的にはしておりませんので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）了解ですか。

（「はい」の声あり）ほかに。1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）先ほど政策企画課長が説明もされました、営利とか何かということでおざいます。まず、企業が研修のために、新入社員研修のために団体宿泊棟に泊まった場合は、それは社員教育という目的であれば、これは営利ではないと解釈するんですが、それはいかがかということにつきまして、1点目質問します。

それと、例えば体育館の利用、例えば企業が社内の運動会を該当施設で社員家族も交えて運動会する、それに借り上げる場合は、これは営利ではなくて社員の福利厚生の一環ということになれば、これは営利ではない。

例えば数年前に該当施設を使いましてアウトドア用品のアウトレットセールをした場合、これは営利であった。であれば、当然その条例が該当するのではないかと考えます。その点、明確な基準を作るべきではないかということが第1点。

それとこの別表2の備考のところに、体育館、営利の場合は5万円という表記がございますが、この営利の場合の5万円と現在体育館1時間当たり1,000円、ですからこの下の本日できる条例の改正をもってすれば、体育館の利用は営利の場合1時間当たり1,500円でいいんですが、備考のほうには営利の場合は5万円と書かれている、これの整合性をどうするのか、これについてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生さん）打合せしますか。

（「はい」の声あり）暫時休憩しますので、ちょっと打ち合わせてください。

休憩 9:45

再開 9:58

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）お答えをいたします。

営利の定義につきましては、施設内、この施設を使って商売を目的に使用する場合が営利という判断をしております。したがって、企業さんが研修、個人の職員さん等の研修に使う場合は、これは営利ではございませんので、そういう理解でお願いをいたします。

また、体育館の5万円につきましては、今回の条例改正につきましては、使用料の基準額に対して5割を掛けるものであります。連続して5日まで営利の場合で5万円を超えた場合につきましては、備考欄の5万円までということで適用を考えております。

なお、先ほど内容につきまして精査が必要ではないかというご質問もいただいておりますが、規則等によって、その辺は修正をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありません。

（発言する声なし）質疑ないようありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）討論なしと認めます。

議案第80号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第80号は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第80号 アウトドアヴィレッジもとやまの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第6. 議案第81号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第3号）

○議長（岩本誠生さん）日程第6、議案第81号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を許します。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入13款使用料及び手数料について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）14款国庫支出金について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）15款県支出金について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 18款繰入金について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 19款繰越金について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 20款諸収入について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 21款町債について、質疑はありませんか。

歳入の質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。1款議会費について質疑はありませんか。

(発言する声なし) 2款総務費について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 3款民生費について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 4款衛生費について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 5款農林水産業費について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 6款商工費について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 7款土木費について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) 8款消防費について、質疑はありませんか。タブレットを使っていますので、ゆっくり言っていますので、確認してもらってください。

(「ちょっと戻っていいですか」「7款土木費」の声あり) 7款土木費、ありますか。

7款土木費があるということありますので、土木費について質疑を許します。3番、永野栄一さん。

○3番(永野栄一さん) まず、河川費の300万円で、工事請負費の場所と、それからもう一個なかったか、道路なかった、道路橋梁費なかったかな。それと19ページの2項道路橋梁費、2道路維持費2目の町道維持管理費の修繕費の場所について、説明を求みたいと思います。

○議長(岩本誠生さん) 質問、分かりますかね。中西建設課長。

○建設課長(中西一洋さん) 永野議員のご質問にお答えします。

まず、道路維持管理費の修繕費のところでよろしかったですかね、26万2,000円とかいうところで。修繕費、工事請負費のほうですか。

(「382万円というやつ」の声あり) 382万円、順番に道路維持管理費のことをご説明させていただきます。

まず修繕費のところですが、まず北山東地区です。町道北山東線になりまして、道路側溝の修繕となっております。続いて、工事費のところですが、2か所ございまして、1か所目が地区でいくと寺家地区、町道橋床後山線、これは道路側溝の改修工事です。こちらが135万5,200円です。それから2つ目として、下関地区です。町道下関奈路線でございます。こちらのほうは舗装の修繕工事となりまして、246万8,400円を計上しております。いずれにしても、総務課長のご説明にありました緊自債というものを活用しながら、防災を兼ねた復旧工事ということで進めていきたいと考えております。

河川管理費のところですが、300万円についてご説明させていただきます。

これは場所が上関地区になります。河川の名称が堤谷となっております。堤谷の護岸防災

工事となっております。なお、この工事につきましては、県道磯谷本山線の横断側溝の工事と兼ねておりますので、県との調整をしながら、調整というか、工事の度合いを調整しながら進めていく考えでおります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようでしたら、次へ進みます。

8款消防費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）9款教育費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、11款公債費について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）12款予備費について、質疑はありませんか。

質疑ないようありますので、逐条質疑を終わります。

続いて、第2表地方債の補正について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

これより総括質疑を行います。この補正予算に関する質疑はありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）アウトドアヴィレッジの温浴施設に光明石を入れるということですが、これは石そのものを風呂の中へ入れて運用するということなのか、それか何かシステムみたいなことで運用していくのか、運用状況と効果等をお聞きしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）それにつきましては、以前にもご説明させていただいたと思うんですが、鉄製の箱型の容器の中に石を入れて、蓋をかけるというような形です。それをしておけば効能のある成分が出てくるというものです。イメージ的には弁当箱みたいな形で考えていただいたらいいと思うんですけども、下に受けがあって、中身があって蓋をするというようなものです。

あと、これを調べるに当たって、全国的に飛躍的にこの温泉というのがありますて、前にもご説明したと思うんですが、高知でいけばN.O.1ホテルなんかには設置をしておりまし、大手でいきますとアパホテル、それと卸先を見てみると、介護施設等にも結構使われておるということで、体にいいというところで、今回設置をしようということで計上させていただいております。

それと住民さんにも多く活用できて、健康で、健康な温泉というわけでもないですけれども、効能がある温泉を住民の方にも使っていただけるとともに、集客向上を目指して設置をするものであります。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）これは男性用、女性用それぞれの中に入れて、どのぐらいのスペースを取るのか、あまり邪魔にならんぐらいの感じでいけるんか。あと、この光明石はいいと思いますが、それと本町に持つておる奥白髪の源泉の活用等も考えんと、なかなか本町は温

泉を持っており、それでまた新たに購入していくということも、そこの整合性というところはどのように考えておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）スペース的になりますと、先ほど言いました箱、蓋を使って、その上に乗れるような感じになっております。基本的には2人ぐらいが座れるぐらいの幅になりますので、設置については若干高さは生じますけれども、その上に椅子代わりにも乗れるような感じになっております。

それと白髪温泉の活用につきましての質問がありましたら、今回光明石については維持管理コストが、確かに設備投資にはこれだけかかりますけれども、維持管理が非常にしやすいという点で、採用しております。奥白髪温泉についても、当時はいろいろと検討されておったと思いますけれども、移送コストであるとか、そういったことを考えると、経費的に難しいのではないかというふうな判断で、今回は先ほど言いましたようにコストといいますか、維持管理コストが少ないという点で採用した経過があります。

○議長（岩本誠生さん）大石教政さん。

○8番（大石教政さん）奥白髪温泉も活用せんのであれば、売却先等を考えるとか、やはり有効利用を考えていかんと、やはり多額の税金をかけて前の人的一代限りということで町が権利を取得してあるので、やはりこれを有効に生かさんと、コストがかかるから次また新しいのにしようというふうになると、非常に理解も得られにくいので、奥白髪温泉も何か解決のめどを早急につけるようにせんと、なかなか多額の公金を使うてあるので、活用すべきと思いますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん）申し訳ありません、現在のところ奥白髪温泉の活用については検討されておりませんので、また、町長とも相談をしながら、序議の中でもその辺については検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに総括質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようありますので、総括質疑なしと認めます。総括質疑を終わります。

討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第81号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第81号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第81号 令和7年度本山町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで15分間休憩をいたします。

休憩 10:29

再開 10:46

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第7. 議案第82号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第1号)

○議長（岩本誠生さん）日程を続けます。

日程第7、議案第82号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長（前田幸二さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）ないようですので、歳出に移ります。

歳出について、質疑はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

これより総括質疑を行います。この補正予算に関する質疑はありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）補正予算で子育て支援のシステム改修、来年度に向けてということではあります、これ、システム改修し、子育て予算、どれくらい次年度見込まれておるのか、このシステム改修し、本町におけるおよそ見込額等分かればお伺いします。

○議長（岩本誠生さん）答弁よろしいですか。大石参事。

○参事（大石博史さん）これは来年度から社会保険も含めて、本来は税金で集めるところを社会保険料として徴収が始まるものです。国保だけが集めるのではなくて、共済とか他保険の方も徴収が始まります。国保では1人当たり月額450円ぐらいになるのではないかと言われていますが、その額を徴収するものです。

これは一旦国庫に入れますから、これを集めてそれを直接に本山町で使うというものではないので、本山町の支出額というのは、今のところ不明となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）子育て支援に向けて次年度より国保料その他税金が450円月とか、子どもに回す分、保険料等負担が重くなるということでおよしいんですか、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）そのとおりです。今の保険料に上乗せして徴収が始まるということです。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）物価高等もありますので、子育て支援も非常に大事だと思いますが、年金等生活にも影響が、あまり負担にならんように、うまくバランスを取っていくことが大事だと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）これは来年3月の条例改正にて税率改正を予定をしております。国の方針がまさしく全世帯型社会保障ということでやっておりますが、そのように反映されるかどうか、今のところ不明ですが、その財源を有効に使う施策については検討しなければならないと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようありますので、次、討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり）はい。

それでは、これより議案第82号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第82号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第82号 令和7年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第8. 議案第83号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（岩本誠生さん）日程第8、議案第83号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を許します。澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田真紀さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) ないようですので、歳出に移ります。

歳出について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。この補正予算に関する質疑はありませんか。

(「ないです」の声あり) なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) 討論なしと認めます。

議案第83号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第83号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第83号 令和7年度本山町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第9. 議案第84号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算

(第2号)

○議長(岩本誠生さん) 次、日程第9、議案第84号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

補足説明を許します。前田住民生活課長。

○住民生活課長(前田幸二さん) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生さん) 補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

歳出について、質疑はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

これより総括質疑を行います。この補正予算に関する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり) なしと認めます。質疑を終結します。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(発言する声なし) なしと認めます。

議案第84号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第84号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第84号 令和7年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10. 認定第1号 令和6年度本山町歳入歳出決算の認定について

日程第11. 認定第2号 令和6年度本山町簡易水道事業会計決算の認定について

日程第12. 認定第3号 令和6年度本山町病院事業会計決算の認定について

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第10、認定第1号 令和6年度本山町歳入歳出決算の認定について、日程第11、認定第2号 令和6年度本山町簡易水道事業会計決算の認定について、日程12、認定第3号 令和6年度本山町病院事業会計決算の認定についての3議案を一括議題といたします。

認定第1号から認定第3号までの令和6年度の決算の認定につきましては、本定例会初日の9月2日に提案され、特別委員会に付託し審査をお願いしてきたところであります。

委員長より審査が終わった旨の報告が来ておりますので、委員長より報告を求めたいと思います。令和7年度決算審査特別委員長、8番、大石教政さん。

○令和7年度決算審査特別委員長（大石教政さん） （別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生さん） 令和7年度決算審査特別委員会の委員長より報告をいただきました。

認定第1号 令和6年度本山町歳入歳出決算の認定については、特別委員会で審査をしておりますので、質疑を省き、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり） 異議なしと認めます。

討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「ないです」の声あり） 討論なしと認めます。

認定第1号についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第1号 令和6年度本山町歳入歳出決算の認定について、委員長報告は認定可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、認定第1号 令和6年度本山町歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第2 令和6年度本山町簡易水道事業会計決算の認定については、特別委員会での審査をいたしておりますので、質疑を省き、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「ないです」の声あり) 討論なしと認めます。

認定第2号の認定について採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第2号 令和6年度本山町簡易水道事業会計決算の認定について、委員長報告は認定可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員。

したがって、認定第2号 令和6年度本山町簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することに決定をいたしました。

認定第3号 令和6年度本山町病院事業会計決算の認定については、特別委員会で審査をいたしておりますので、質疑を省き、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

(「ないです」の声あり) 討論なしと認めます。

認定第3号の認定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

認定第3号 令和6年度本山町病院事業会計決算の認定について、委員長報告は認定可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、認定第3号 令和6年度本山町病院事業会計決算の認定については、原案のとおり認定することと決定をいたしました。

~~~~~

### 日程第13. 議案第85号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更について

○議長（岩本誠生さん） 続いて、日程第13、議案第85号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん） 補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん） 嶺北斎苑燃料予備タンク整備事業ということですが、これは大体どれぐらいの大きさで、本町としての負担額等をどのように捉えておるのか。また、学校教育

関係校舎、本山町、高知県と整備していくということですが、職員室等を整備をするということであったんですが、なかなか県の建物を借りての中とも思われますが、いつ頃完了時期と予定しておられるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生さん） まず、火葬場の件と学校施設の問題ですね。高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん） まず嶺北斎苑の燃料予備タンクのことについてお答えいたします。

この火葬場の燃料の予備タンクにつきましては、県下ではこの嶺北斎苑が最後になっておりまして、これは県の補助事業も活用して整備するわけですけれども、県の補助金につきましても、本年度が最終年度ということで計画いたしております。本町の負担額は330万円であります。すみません、大きさについては、今現在思い出せませんので、また後で報告させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生さん） 大西教育長。

○教育長（大西千之さん） 答弁申し上げます。

嶺北中学校の現在の進捗状況につきましては、委員会の報告に書かれておるとおりでございます。今回過疎の事業に掲載させていただきましたのは、多額の費用が発生しますので、有利な財源対策として、過疎債の対象に持っていくために、この計画に記載をして貰るものでございます。

現在の協議の状況としましては、県の教育委員会の担当課と本山町のほうに職員室となる場所を、そこだけ別途貸付けをしていただきたいということで調整をしているところでです。現在の回答では、県の貸付けが基本1年間、そして特別の場合5年というような規定があるみたいで、ではなしにもう少し長期間の貸借を本山町としては要望するということで、その年数で県の教育委員会のほうから県庁のほうの財産担当課のほうに、それで協議をしていただきたいということで、8月に話をしているところです。ですから、この議会が終われば、再度また県庁のほうに出向きまして、その貸付期間について詰めていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（岩本誠生さん） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん） 職員室等も早期にできるように県と協議してもらい、それと水道事業が栗の木村上谷飲料水供給施設修繕となっておるんですが、この水道施設で大体町内の水道施設はほぼ完了するということでよろしいですかね、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん） 澤田政策企画課長。

○政策企画課長（澤田直弘さん） 今現在ある町内の飲料水供給施設につきましては、継続的に飲料水供給施設を順次改修しております。ただ、先ほども教育長も言いましたが、この過疎債を使うに当たって、このメニューに事業名が載っていないと起債が使えないということがございます。その中で、今回栗の木施設の分が抜かっておりましたので、新たに追加するものであって、これで全て完了というものではございません。

○議長（岩本誠生さん） 中西建設課長。

○建設課長（中西一洋さん）先ほど政策企画課長のほうが説明した内容のとおりです。現在、地元との栗の木のほうの調整というか、打合せをしているところで、今後、設計のほうに移るような段取りで進めているところです。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第85号についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第85号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第85号 本山町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ここで、追加議案が執行部より提案されるということでありますので、暫時休憩し、議会運営委員会を開催することといたしたいと思います。委員長、よろしくお願ひします。

それでは、暫時休憩します。

休憩 11:30

再開 11:37

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長（岩本誠生さん）お諮りします。ただいま町長から議案の追加提出がありました。この際、上程し、本日の日程に追加とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議案第86号 財産の取得についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

資料については、既にお配りしていますかね。

（「まだです」の声あり）まだですか。では、その資料を配付いたします。

暫時休憩します。

休憩 11:38

再開 11:39

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を上程いたします。

事務局に追加議案名を朗読させます。事務局長、松葉早苗さん。

○事務局長（松葉早苗さん）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生さん）朗読を終わります。

ここで提出者の説明を求めます。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生さん）提案理由の説明を終わります。

~~~~~

#### 追加日程第1. 議案第86号 財産の取得について

○議長（岩本誠生さん）追加日程第1、議案第86号 財産の取得についてを議題とし、ここで補足説明を求めます。田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生さん）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中山百合さん。

○7番（中山百合さん）すごくこれ、本当にいい導入だと思っております。確認なんですが、例えは災害に遭ってですけれども、今般今までずっとプラチナセンターとか等々で二晩ぐらい泊まって、座布団の上で寝ていたんですけども、これからはこのベッドが使用できるということでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）田岡総務課長。

○総務課長（田岡学さん）はい、もちろんこの購入したものは使えますし、現在も簡易ベッドはプラチナセンターに用意してございますので、それも使いながら、不足する分をこれで補いたいと考えております。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

（「はい」の声あり）ほかに質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）この本山町保健福祉センターに、これを全てを保管するというふうにお伺いしましたが、具体的にはどれぐらいの大きさに、ここに大きさも書いてありますけれども、イメージが湧かなくて、保健福祉センターのどの部分を使ってどのように占拠するのか、占拠というのはおかしいですね、占めるんだろうか。今後の保健福祉センターの使用

の今後のことについて、少し支障が出ないかどうか、そういった心配がありますので、その点お伺いいたします。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）お答えします。

現在のところでは、当面の間は保健センターに保管するということのようです。地下1階部分も検討しましたが、湿度の問題、結露の問題等ありますし、旧の事務室部分の一部、事務室として使っていた部分、健康福祉課が置いてある事務室の右側一部、それとコの字型にあった余剰スペースがあったんですが、その部分での収納を考えております。

このベッドは段ボールなんかと違って、また消毒することができまして、転用性もあるということで、この分を購入しております。また、段ボールベッドなんかよりも収納スペースはもっと少なくいくというところでは、導入しているところです。

当面の間は現在代替地はないので、保健センターのその部分で保管を考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）当面の間というふうに言いましたので、これを言葉どおり受け取つて、取りあえず仮に置いて、そしてできればこの保健センターの使い道の問題もありますので、しかるべきところにするであるとか、あるいは地域のそれぞれの避難所と指定したところに一定持っていくのかとか、少しその先の展望については、まだないということですか。そこだけ確認します。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）これは長期避難者を想定しております。例えば本小の体育館であるとか、嶺北高校であるとか、大規模のところに投入するということなので、大規模災害時の集約した避難所での使用を想定しています。また、さきに中山議員からも質問がありましたけれども、そういうふうな利用方法もありますけれども、基本的には大規模災害時の体育館等の使用を想定しておりますので、各避難所への配付というのは、現在のところは想定しておりません。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）今、嶺北高校の体育館というのが避難所に予定されているという話だけれども、本山中学校の体育館は、今後避難所として指定するつもりはないのかどうかも聞きたいと思います。大石参事。

○参事（大石博史さん）嶺北高校の避難所はもちろん使います。それから嶺北高校の避難所に避難した方のうち、より支援が必要な方を嶺北中学校の体育館に誘導して、その理由としては、電源が確保できていればエアコンが入っているとかいう論議がありました。そういうこともありますので、より弱者の方はさび分けをされて、本小に来っていても嶺北中学校の体育館というところで、より環境の整ったところでの避難を、そこを福祉避難所とかいう最初から避難指定するのではなくて、避難所の運営の中で隨時対応して、その環境の整ったとこ

ろでの避難を考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。8番、大石教政さん。

○8番（大石教政さん）秋の産業祭とか町のイベント等あるときも、休憩スペース等に何台か置いて、簡易ベッドを置いて、本町にこういうのがあったというのを日頃から使い状態等を町民の方にアピールしておくのは、非常によいことではないかと思われます。なかなか町が購入した簡易ベッドは、座っても寝てもこんな感じですよというふうに、いいものを取り入れていっているということを住民の方にアピールしておくというのは、非常に災害時でも、ああいうのがあって、何か持っていったらいいのかねというふうに役立つ、町民の方に安心・安全のコマーシャルをするべきと思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生さん）大石参事。

○参事（大石博史さん）本年度、トイレトレーラー2台も導入されます。また、それを牽引するトラックも導入されます。来年度は、そういうものが、こういう装備があるよということは、産業祭とかいうところでは展示をして、利用体験もするし、そういうコーナーも設けて、防災意識の向上に努めていく予定となっております。それは来年度以降の産業祭等で住民へのお披露目も兼ねた使用なんかもしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

議案第86号 財産の取得についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第86号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第86号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

（「いいですか」の声あり）タンクの容量、はい、高橋副町長。

○副町長（高橋清人さん）先ほどの議案第85号での過疎地域持続的発展計画の変更の議案の中身の嶺北斎苑の燃料予備タンクの大きさについて、説明ができておりませんでした。申し訳ございました。

今現在の嶺北斎苑のタンクは490リットルあります。今回整備します予備タンクの容量は500リットルになります。合計990リットルになることで、最大20体の火葬が可能となる予定をしております。これは県の補助金がつくというのは、皆さんご存じのように、南海トラフ地震の対応ということあります。

以上、説明といたします。

~~~~~

#### 日程第14. 請願第7-3 戦没者追悼と平和の尊さを次世代へ継承のための請願

○議長（岩本誠生さん）日程に移ります。

日程第14、請願第7-3号 戦没者追悼と平和の尊さを次世代へ継承のための請願の件を議題といたします。提出されております請願書を配付いたします。

（「配付しています」の声あり）配付しているようですので、ご覧いただきたいと思います。

議長権限での委員会付託の決定に先立ち、請願第7-3号について、紹介議員である1番、吉川裕三さんに内容の説明を求めたいと思います。紹介議員、1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）（別紙のとおり内容説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、紹介議員からの説明を終わります。

この請願につきましては、委員会付託を省略できるものということになっておりますが、その内容からして急を要するものとか結論が明白で議会全体に異論がないような場合には、そのような対応ができるということになっておりますので、ここで皆さんにお諮りいたしたいと思います。

請願第7-3号について、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、請願第7-3号 戦没者追悼と平和の尊さを次世代へ継承するための請願については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

これより質疑を行います。これに対する質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）この趣旨に私は反対するものではないですが、一つ、1点というか、お伺いをしておかなければならぬなと思うのは、この忠魂碑そのものの建立は、日露戦争の後に勝戦記念のような、そして太平洋戦争へ向かっていくときに、戦意高揚として使われたという過去のそうした、私はある面、負の遺産の部分もあるというふうに思っております。

しかし、紹介議員言われましたように、これを今戦後80年たった時期に、これは平和のためのものだというふうに理解をしながら後世に残していくことは、私はとても大事なことだというふうに思っておりますが、ただ、行政として、この慰靈碑に対しまして宗教的なことがあるとかいうことがありながら、直接行政がこの慰靈碑に、忠靈塔というものに対して関わるということが、あまり好ましくないというようなこともあったかと思うんですね。

その整理を十分していただいた上で、最近においては、いわゆる昔は4月8日、吉野で4月10日、本山で帰金山でやっておりましたが、戦没者追悼式という形で、今は町としては取り扱っていると思うんですが、忠靈塔の取扱いについては、まだ若干、今、遺族会の皆さんとどういうお話ができているか分かりませんが、少し整理する必要があると思います

ので、十分な整理をした上で、忠靈塔をどう取り扱っていくか、そのことを含めた上での取扱いにしてもらえたらしいなというふうに思いますので、その点、これは質問ですので、紹介議員にお伺いしますが、こうした整理の問題については、どうお考えでしょうか。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）1番、吉川裕三さん。

○1番（吉川裕三さん）本町における2か所の戦没者慰靈碑とあえて言わせていただきますが、につきましては、あれは2か所ともたしか町有地に建っているということでございまして、維持管理につきましては、過去の答弁では町がしていく、現在、清掃活動については各地区自治会の持ち回りで現在維持管理をしているという状態だと認識しておりますので。だから特に遺族会がどうするという問題ではないんですが、遺族会としましては、自分らのお父さんが入っているところに対して、自分らが積極的に今後掃除とか行けなくなったりで、今後自治会の皆さん等のお手数を煩わすことになるが、維持管理をしていただきたいという趣旨で、今回請願が出ているものと思われます。

以上でございます。

○議長（岩本誠生さん）ただいま12時ですが、先ほどお話ししたとおり、議会終了まで続けたいと思いますので、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）そのようにさせていただきます。

ほかに質疑はありませんか。

（発言する声なし）質疑ないようありますので、質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（発言する声なし）なしと認めます。

これより請願第7-3号の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

請願第7-3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致あります。

したがって、請願第7-3号 戦没者追悼と平和の尊さを次世代へ継承するための請願は採択することに決定をいたしました。

紹介議員におかれましては、本内容について注視していくようお願いするとともに、議会としましても請願の処理状況等、必要な措置を講じられるよう注視していくことといたします。請願者に対し、採択の旨を報告いたしたいと思います。

~~~~~

日程第15. 請願第7-4 高知県国見山周辺における風力発電事業の推進を求める請願  
書

○議長（岩本誠生さん）日程第15、請願第7-4号 高知県国見山周辺における風力発電

事業の推進を求める請願書の件を議題といたします。提出されております請願書等は配付されておりますね。

（「はい」の声あり）配付は既にいたしております。

議長権限での委員会付託等の決定に先立ち、請願第7-4について、紹介議員である5番、白石伸一さんに内容の説明を求めることがあります。5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）（別紙のとおり内容説明）

○議長（岩本誠生さん）以上で、紹介議員からの説明を終わります。

請願につきましては、委員会付託が省略できるものとして、その内容から急を要するもの、結論が明白で議会全体に異論がないと見られる場合に、委員会付託を省略することができることになっています。

ここでお諮りします。請願第7-4号については、会議規則第92条第2項の規定によつて、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがつて、請願第7-4号については、委員会の付託を省略することについて決定をいたしました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）まず、説明がありますので内容のことも質問したらいいかと思いますが、内容に入る前に、この請願というものは、住民の皆さんからの具体的な要望であるというふうに思っております。それで、今この国見山風力発電事業は、これは推進してほしいという請願ですが、止まつていいと思うんですね。計画どおり進んでいます。それに対して、なお推進をせよというのは、具体的要望として、これがどこかで止まっているとかいうことであればですが、事実、計画変更も出ておらないし、先だっての一般質問の中でも、事業者から何ら町のほうへ意見を求められていないということですので、この事業は進んでいます。

そのことに対して、この請願が適當かどうかということから考えた場合、私はどうしてここでこういう請願が出てきたかなということで、それを紹介議員として取り上げたわけですが、このひとつどうしてかということも伺い、大体その内容は分かりましたけれども、請願というものの趣旨というか、ものについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生さん）紹介議員、5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）請願というものについては、非常に私も前回反対の請願書が出てきましたので、非常にいろいろ検討しました。それから、実際に自分の地区であります大石地区で保安林の解除に対する投票が行われ、実際に反対するという表決が出されたというのも、自分自身しっかりと認識しております。

その中であつて、それまでに平成29年頃からずっと計画されて説明されてきたこと、それをこの保安林の解除ということが認められないだけで、中止が止まったかのような認識を持たれておるということに対して、非常に今まで一生懸命説明会とかそういったものに

参加し、いろいろな形で準備をされてきた方のご苦労を、一瞬にして止めてしまうというような形になってはいけないというのが、まず私自身は、そういうような形のことを思いました。

それから、そういったふうな同じような考え方を持たれておる方もおられまして、どのように対応していくかということで、いろいろ考えたわけなんですかけれども、それならばこの事業を推進することによって、町にとってもメリットがある、それから町全体にとってみてもメリットがあるということを考えたら、やはりこの事業は推進していくべきであるという請願をお願いしたいということで、提出させていただきました。

○議長（岩本誠生さん）4番、松繁美和さん。

○4番（松繁美和さん）つまり、止まっているにもかかわらず、懸念があるので、予防的に推進を出すということでしょうか。それでしたら、請願の趣旨にはそぐわない、この住民の具体的な要望ではないというふうに思いますが、これがかっちり決まったときに、そのときに提出される請願であるなら、それなりのことが思われます。

それから、さきに反対のこともと言いましたが、反対のほうは決まっていることに対してですから、反対が出てきて、それに対していろいろ検討するのは、それは具体的な住民からの要望の趣旨に従うというふうに思っておりますので、今回、私はこの入り口のところで請願の趣旨にそぐわないというふうに感じましたから質問したわけですが、紹介議員からの説明は、予防的と私は受け取りましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）あくまで予防的ということではなく、町にとってみてどういったメリットがあるか、そして町民の方にどういったメリットがあるかということを考えたら、この事業については推進していくべきということで、この請願書を出すときに区長さんとか森林組合の方、それから水利組合の方からいろいろなお話を聞かせていただいて、そしてこの事業については、こういったメリットがある、こういった利益が町内にもたらされるという説明を受けて、それからJ-Powerの方からも、それまでの説明会、例えば建てられる風車の30メータ一下まで水脈がないとか、もし何かあればいろいろな形での補償をするということ、口頭での説明はいろいろな形で受けていましたので、それならば今まで懸念されておることよりも、推進していくほうが先ではないだろうか。

特にこの異常気象というのは、地球温暖化が原因として、非常に取り沙汰されています。その中であって、風力発電というもの、特に本山町には水力発電があり、バイオマス発電があり、それから太陽光発電があり、これで風車という形のものが進めば、再生エネルギーの本当にモデル地区にでもなれるというようなことも、地区の方からは、そんな話もしていました。

やはりそういった面で、推進していくことが町にとってみてすごくメリットがあるんだということを皆さんに知っていただいて、推進していくことに対して皆さんの協力を得たいということで、この請願書を作り上げていきました。

以上です。

○議長（岩本誠生さん）ほかに質疑はありませんか。3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一さん）請願の要旨の中に、国見山風力発電事業について、本山町議会に対してと、本山町議会ではなくて、これは議会に推進を求められても、どうも請願書の内容としては、私もこの趣旨であればおかしいのではないか、本山町議会がこの事業を推進しているわけでもないし、こういう趣旨であれば、ちょっとおかしいかなというのがありましたけれども、これはなぜ本山、さっきの反対ということで、請願書の審議をしているということで、本山町議会に対して請願をされたという、請願というか、その審議をやっていることに対して、これを出して請願ということにされたんでしょうか。

○議長（岩本誠生さん）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一さん）この請願書を出すときに、いろいろ話を聞いたんですけども、まず議会の中で、国見山周辺の風力発電の反対というような形での請願書が出ている。その審議がどうなっておるかということも、地区長の間でいろいろ話しました。やはりやっていくのならば、同じような形で、議会にも賛同を得て推進していくべきという形で、この請願書をまとめました。

○議長（岩本誠生さん）暫時休憩します。

休憩 12:17

再開 12:24

○議長（岩本誠生さん）休憩前に引き続き会議を開きます。

この問題については、相反する請願が出ておりますので、今お話があったように様々な混乱を招くという心配もありますので、この件についても、議長権限によって継続審議ということにしたいと思いますが、皆さんのご意見を承りたいと思います。いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）よろしいですか。

では、この請願第7-4については、継続審議ということで、一応本日の分については議了といたしたいと思います。

~~~~~

#### 日程第16. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生さん）続きまして、日程第16、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本議会の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありません

んか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第17. 議会広報編集常任委員会、総務常任委員会、産業土木常任委員会、水資源対策特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生さん）日程第17、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第73条第1項の規定に基づく所管事務調査に係る通知書が提出されております。また、各常任委員長及び特別委員長から、本山町議会会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各常任委員長、各特別委員長からの申出のとおり、本件について閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生さん）これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じたいと思いますが、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。澤田町長。

○町長（澤田和廣さん）議会9月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回本議会に提出いたしました議案、これは追加議案も含めまして17件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきましては、今後の行政執行に生かしていくないと存じます。また、貴重なご提言などもいただきましたし、叱咤激励もいただきました。すぐに取り組めることは取り組んでまいりたいと考えております。

さて、私の任期における議会定例会も、今回が最後となりました。町長に就任したのが遠い昔のように感じられるような3年数か月でございました。少子化、高齢化そして人口減少という避けることのできない大きな課題の中で、持続可能なまちづくりに取り組んでまいりましたところでございます。また、その他にもたくさんの課題がありましたが、その解決策を

自問自答もしながら、職員の皆さんと協議を重ね、議会の皆様に相談をしながら、そして町民の皆様のご意見もお聞きし取り組んでまいりました。

この経験は、私の人生にとっても大きな財産となりました。何かと至らない点、ご迷惑をおかけしたことなど多々ございましたが、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻そしてご協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、今年の夏も連日熱中症警戒アラートが発表され、厳しい猛暑が続きました。まだまだ残暑が続いておりますけれども、朝晩は少しずつ涼しくなり、虫の音も聞こえ始め、秋の訪れを感じる頃になりました。田んぼの稻穂も色づき、実りの秋を迎えております。一方で台風シーズンもまだまだ続きます。町民の皆様が災害などに遭いませんように、そして皆様とご一緒に実りの多い秋を迎えるようにご祈念をいたします。

議員の皆様方におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げまして、言葉は足りませんけれども、閉会の挨拶とさせていただきます。

長時間にわたりますご審議、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生さん） 町長より閉会に当たってのご挨拶をいただきました。先ほど町長から挨拶もございましたように、任期最後の定例会でございましたが、活発な議論が展開をされました。そしてまた、皆様方のご協力によりまして、無事、本議会の全ての案件が終了しましたこと、御礼を申し上げたいと存じます。

我々議会は、皆様ご存じのとおり、共に本町の発展のために尽くさなければいけないということから、活発な議論の中で積み上げてきたこれまでの歴史があります。町長がこの4年間と申しますか、4年間一生懸命頑張ってこられたことも、いろいろ私どもも評価する部分もありましたし、また、それなりにこれはちょっと問題があったのではないかとかいう課題もあつたりして、いろいろな議論が展開されたわけですが、町長におかれましては、いろいろなことをまた考えながら、次のことに対応していただきたい。ここでは先のことは申し上げられませんけれども、残りの3か月の期間、まだまだありますので、残っている課題につきましては、それに対応していただいて、行政の継続性からいって、できるものはやるということを、この3か月の中にでも決断をしていただいたというふうに思うところでございます。

議員の各位におかれましては、誠にご協力ありがとうございました。

それでは、本日をもって定例会の閉会とさせていただきます。

令和7年第5回本山町議会定例会を、これをもって閉会をいたします。

ご協力ありがとうございました。